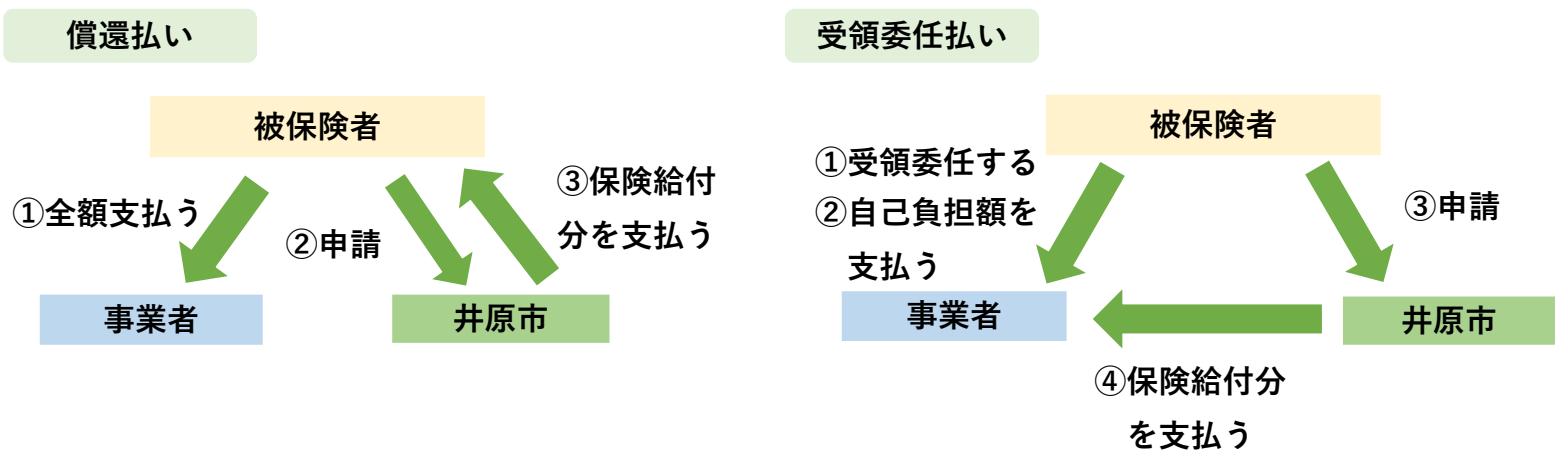


介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費・住宅改修費で 受領委任払い制度が利用できるようになります

1 受領委任払い制度とは

井原市では、被保険者が介護保険福祉用具を購入及び住宅改修をしたときは、その費用の全額を一旦事業者を支払った後に、介護保険給付分（9割・8割・7割）をお返しする償還払い制度のみを原則としています。それに加えて、被保険者の委任に基づき、被保険者が自己負担分（1割・2割・3割と介護保険給付対象外の費用）を事業者を支払い、保険者から事業者へ介護保険給付分を支払う受領委任払い制度を令和4年4月から導入します。

2 償還払いと受領委任払いの違い



※申請は、被保険者が事業者へ委任すれば代理申請が可能です。

3 受領委任払い制度の開始

令和4年4月1日以降に提出された申請受付分から制度を利用することができます。

4 受領委任払い制度の対象者

下記の条件に全て該当している方が対象です。

- ・井原市の被保険者であり、要介護・要支援認定をうけていること。
- ・介護保険料を滞納していないこと。
- ・介護保険被保険者証に支払方法変更の記載を受けていないこと。
- ・介護保険被保険者証に給付額減額等の記載を受けていないこと。
- ・入院・入所中ではないこと。
- ・受領委任払いについての、事業者の同意が得られていること。

5 申請方法

申請については、償還払い制度と変更はありません。申請書については、必要書類に受領委任払い用の同意書と委任状が追加となります。

【提出書類】

<福祉用具購入>

- ・介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書
- ・委任状(代理申請の場合)
- ・領収書(自己負担分及び介護保険対象外分)
- ・パンフレット等(購入した福祉用具の写真・概要の書面)
- ・受領委任払いに関する同意書
- ・受領委任払いに関する委任状

<住宅改修>

(工事前申請に関しては、償還払いと同様です。)

- ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書【工事後】
- ・委任状(代理申請の場合)
- ・事前申請の際に提出した書類
- ・工事内訳書
- ・完成写真
- ・領収書(自己負担分及び介護保険対象外分)
- ・受領委任払いに関する同意書
- ・受領委任払いに関する委任状

6 自己負担額

福祉用具の購入または住宅改修に要する費用のうち、負担割合証に記載された利用者負担の割合を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)が自己負担となります。ただし、当該保険給付の対象となる部分を超えた費用、福祉用具購入費または住宅改修費の対象とならない費用については、被保険者の全額自己負担となります。

(例) 18,373円(購入費用)

- ① 1割負担の方は1,837.3円→1,838円(自己負担分)
- ② 2割負担の方は3,674.6円→3,675円(自己負担分)
- ③ 3割負担の方は5,511.9円→5,512円(自己負担分)

7 福祉用具購入費と住宅改修費の負担割合の基準

福祉用具購入費または住宅改修費の支給については、負担割合に基づいて行いますが、その基準日については、領収書発行時点の負担割合となります。

8 領収書の記載(介護保険対象外分を含む場合)

介護保険対象分及び介護保険対象外分の内訳が分かるように明記して下さい。

例	領収書	○年△月×日
井原 太郎 様	金額 ¥50,000-	収入 印紙
但し、介護保険住宅改修工事の被保険者負担額 (介護保険対象1割分20,000円、介護保険対象外費用30,000円)として		
上記金額正に領収いたしました。		
	(所在地) (施工業者)	⑨

9 申請から支給まで

申請から事業者への介護保険給付分の支払いまでに、約3か月かかります。

問い合わせ先 井原市 健康福祉部 介護保険課 介護保険係 TEL 0866-62-9519 FAX 0866-65-0268
--